教育委員会会議規則（第１８条関係）

会　　議　　録

文 書 分 類		保存期間	(30)、10、5、3、1年
会 議 の 名 称	令和８年第９回教育委員会定例会		
開　催　日　時	令和８年９月２４日（木） 午後　３時００分開会 午後　３時３０分閉会		
開　催　場　所	真壁庁舎　３階　３３１０会議室		
出　　席　　者	（委員出席者氏名） 教　　育　　長　　市村　　志保 教育長職務代理者　　宇佐美　　徹 委　　員　　舘野　　仁一 委　　員　　小林　　源洋 委　　員　　小島　　香織 （説明の出席者職・氏名） 教　　育　　部　　長　　佐谷　　智 学 校 教 育 課 長　　栗山　　美津江 教 育 指 導 課 長　　渡辺　　宏之 生 涯 学 習 課 長　　谷嶋　　純子 スポーツ振興課長　　廣澤　　伸一 次長兼文化財課長　　寺崎　　大貴 学校給食センター所長　　保坂　　理恵		
議事録署名人	舘野　仁一　委員		
会　議　内　容	・議案第２２号 桜川市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について		
会議録作成方針	要点記録		
情報の公開可否	(可)・否 不開示理由（部分開示を含む）		

会　　議　　内　　容　　（審議内容・審議経過・結論等）	
市村教育長	ただいまから令和８年第９回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。 本日の出席者は私を含めて５名です。定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。 【　議事録署名人の選任　】 それでは、本日の定例会における議事録署名人についてですが、舘野　仁一　委員にお願いします。 【　議事　】 本日の会議に提案されている案件は、議案１件です。よろしくお願いいたします。 議案第２２号「桜川市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について」について教育指導課より説明願います。
渡辺教育指導課長	（資料により説明）
市村教育長	説明が終わりました。委員の皆様からご質問等がありましたらお願いいたします。 今回の改正に伴いまして、予算の補正は必要ないという認識でよろしいでしょうか
渡辺教育指導課長	はい。
小林委員	現在、桜川市で配置しているスクールソーシャルワーカーは何名でしょうか。
渡辺教育指導課長	現在、桜川市で配置しているスクールソーシャルワーカーは１名です。この１名と、茨城県が実施しているスクールソーシャルワーカー派遣事業を併用しながら、子どもたちへの支援を行っている状況ではありますが、現状では人員が不足している状況です。

市村教育長	今回の改正により、勤務日数および勤務時間を増やすことで、人員不足を補うという方針であるということでよろしいでしょうか。
渡辺教育指導課長	はい。
舘野委員	スクールソーシャルワーカーを設置した効果について、事例は何かありますか。
渡辺教育指導課長	不登校傾向にある中学生への対応につきましては、スクールソーシャルワーカーが校内フリースクールと情報交換を行うことで良好な関係を築き、結果として学校へ少し登校することができた事例があります。また、小学生への対応においては、学校に適応できない児童やその保護者に関わり、支援の方向性を学校へ示していただいた事例もあります。このように、スクールソーシャルワーカーが学校へ助言を行うことで、今後の指導や支援の方向性を明確にすることが可能となり、学校側からも非常に高い評価を得ている状況です。
小林委員	桜川市が配置しているスクールソーシャルワーカーは、現在、何名ほどの児童生徒と関わっている状況でしょうか。
渡辺教育指導課長	桜川市が配置しているスクールソーシャルワーカーにつきましては、各学校でおおむね 3 人ほどの児童生徒に関わっているとの報告を受けております。ただし、関わった児童生徒の登校状況などにより、その人数は毎回一定ではありません。
小林委員	全学校で約 30 人の児童生徒と関わっているんですね。
舘野委員	スクールソーシャルワーカーは、どのくらいの頻度で学校に配置されているのでしょうか。
渡辺教育指導課長	週に１回、１校に配置しています。
舘野委員	スクールソーシャルワーカーになるためには、どのような資格が必要なのでしょうか。
渡辺教育指導課長	確認し、後日回答させていただきます。

宇佐美委員	現在、スクールソーシャルワーカーの方には、想定よりも多くの児童生徒への対応を１名で担っていただいている状況です。そのため、今後さらに要望が増加し、スクールソーシャルワーカーの負担が大きくなる可能性が懸念されます。この点について十分注意していただきたいと思います
渡辺教育指導課長	承知しました。
市村教育長	他に発言がありませんので、採決に入ります。 議案第２２号「桜川市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
市村教育長	ご異議がありませんので、議案第２２号は原案通り決定いたします。 協議する案件は以上となりますが、委員さんからご意見やご提案がございましたら発言をお願いいたします。 それでは、以上で審議を終了とさせていただきます。 議事進行にご協力いただきありがとうございました。 会議の正なることを証します。 令和　　年　　月　　日 教育長 議事録署名人 教育委員

令和８年（2026 年）９月 24 日開会

第９回 桜川市教育委員会定例会

桜川市教育委員会

第９回　桜川市教育委員会定例会日程

１　開　　会

２　教育長あいさつ

３　教育長報告

４　議事録署名人の選任

５　議　　事

議案第 22 号　桜川市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について（教育指導課）

６　そ の 他

・損害賠償等請求訴訟について
・第 70 回科学研究作品展、発明工夫展の桜川展報告について（教育指導課）
・令和９年（2027 年）「はたちの集い」式典実施計画について（生涯学習課）
・第 21 回桜川市市民文化祭について（生涯学習課）
・次回教育委員会定例会の開催日時について（学校教育課）

７　閉　　会

議案第 22 号

桜川市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和８年（2026 年）９月 24 日　提出

桜川市教育委員会
教育長　市村　志保